

令和元年生駒市農業委員会第10回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和元年10月11日(月)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平	2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治	4番 染岡 政明
5番 池田 憲央	6番 有山 兼吉
7番 北村 由子	9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代	

農地利用最適化推進委員

上武 猛	中谷 明
北本 光美	高貝 要明
川端 俊雄	山田 義美
中井 啓二	

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 林 宏次 局長補佐 巽 眞一  
主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地利用集積計画書に対する意見聴取について
3. 特定農地貸付けの承認申請について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第4条の第1項第7号の規定による受理通知について
3. 特定農地貸付けの廃止について
4. 農地の転用事実に関する照会について
5. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農業委員会視察研修
- 生駒市農業祭予定表（案）
- いこま魅力博チラシ
- いこいこまつりチラシ
- 農業通信 Vol. 22

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

- 1 番 辻野 委員
- 2 番 西口 委員
- 3 番 田中 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○係員 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから申請が出てきたものである。

No.1～4の申請地について

奈良交通たんだ橋バス停留所より北西約300mところに位置する高山町地内の農地4筆。

申請理由について

本農地は昭和年代に売買により譲渡人が取得したが、高齢となりまた北田原の自宅近くにも農地を持っていることで、営農を続けていくことが困難となってきたため、本農地のほぼ隣地に居住の譲受人が売買により取得することとなった次第。

地目は「田」であり、水稻と養蜂のためのレンゲを育てるという予定である。

現地調査について

今月8日に、会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題等はなかった。

要件について

営農する農地が20アール以上あるので、農地取得の下限面積要件を満たしている。  
No.5～6の申請地について

近鉄萩の台駅の西北西約300mのところに位置する小平尾町地内の農地。

申請理由について

本申請は、本農地の所有権のうち持分4分の2を、父親から息子に贈与することを目的としたものである。

現地調査について

今月8日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また営農する農地が20アール以上あるので、農地取得の下限面積要件を満たしている。

No.7の申請地について

国道168号線沿いにある南田原公民館から北に約500mのところにある、南田原町地内の農地1筆。

申請理由について

譲渡人は、平成29年に本農地を相続したが、仕事の関係で遠地に居住のことが多く、農地の管理が難しいため、親戚である譲受人が引き取り、管理していくこととなったことから本申請が出てきたものである。

現地調査について

今月8日に、会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また営農する農地が20アール以上あるので、農地取得の下限面積要件を満たしている。

No.8～15の申請地について

国道168号線沿いにある南田原公民館から西北西に約500mのところにある、南田原町地内の農地8筆。

申請理由について

本申請地は生駒市在住の夫妻が平成27年6月に3条の許可により所有権を取得した農地8筆である。夫妻は主にライ麦、小麦、ナタネなど耕作し、近隣のパン屋に出荷などしている。一方で、収益の安定化を目指し竹チップの販売により経営を多角化することとなった。また農業経営そのものについても、後継者の獲得等も見据えることとなり、夫妻が代表取締役となり、賃借人である法人が先月の9月初めに設立された。一般の法人でも、農地の賃貸借権の設定はできることから、本申請がでてきたものである。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局

で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。賃借人である法人は、新規就農者にあたるので、同日現地調査にあたったメンバーで面談をしており、農業経営を行おうとした経緯や、今までの営農経験、今後の方針などについて、ヒアリングなども行い、問題はなかった。

#### 要件について

耕作に必要な農機具等については、代表取締役から無償リースを受ける予定であり、また、営農する農地が20アール以上あるので、農地取得の下限面積要件を満たしている。

以上、これらの申請は農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 No.1～4 について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 譲受人は以前から養蜂業を営んでおり、事務局の説明の通り今回譲渡人の農地を買い取り養蜂のためのレンゲを育てることとなった。農業を積極的に進めていこうとしている方であり問題はない。
- 議長 No.5～6 について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 後継者としての意識づけという意味も含め今回生前贈与ということになった。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
- 議長 No.7～15 について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 No.7 については、2年前に当時所有者だった譲渡人の父から高齢かつ体調に不安があるため営農が難しくなったので、どなたか耕作してくれる人はいないかと問い合わせがあり、依頼を受けて近隣で耕作してもらえる人を探し、ようやく見つけたが依頼者が亡くなってしまった。息子である譲渡人が相続したが、居住地が遠方であり営農できないということで、今回身内にあたる譲受人に譲ることとなった。  
No.8～15 については、事務局の説明の通り数年前に農地を取得したが、自身の年齢・体力等を考慮した結果、法人化して後継者を獲得し営農を継続させていく方法を選択された。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認。  
〔「異議なし」の声あり〕  
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。  
議案第2号「農用地利用集積計画書に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼。
- 補佐 〔議案読み上げ〕  
農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農用地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際して農業委員会に意見を求める必要があるため議案として

あがってきたものである。本委員会での決定後、生駒市が同計画を公告することにより利用権設定等にかかる法的効力が発生する。

利用権を設定する農用地の位置について

- ・No1 高山八幡宮の南西約200mに位置する生駒市高山町地内の農地1筆。
- ・No2～3 県道枚方大和郡山線にある「たんだ橋バス停」の西約500mに位置する生駒市高山町地内の農地2筆。

申請理由について

- ・No1 使用貸人は、高山町地内に多数の農地を所有しており、当該農地は耕作しておらず草刈りのみの保全管理をしていたが、高齢により維持することが厳しいことから、隣接で耕作している新規就農者である使用借人に貸し出すこととなった次第。
- ・No2～3 当該農地は後の報告事項の第3号で報告する「特定農地貸付の廃止」後の農地で、平成29年6月から特定農地としてきたが、この度No1の新規就農者である使用借人に貸し出すこととなった次第。

要件について

使用借人は、平成30年6月から新規就農者として営農をはじめ、高山町及び北田原町において、長ネギやナス、オクラ、ハウスではトマトなどを栽培している。

現在の経営耕地面積は約41アールあり、農地取得の下限面積要件の20アールを超えているので問題はない。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。

以上、本議案については農業経営基盤強化法第18条第3項に規定する要件に該当しており、使用貸借をすることに問題ないと考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○委員 今回の使用借人は平成30年6月から新規就農者として営農しているということであるが、当時この委員会で報告があったか確認したい。

○議長 報告はあった。

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第2号「農用地利用集積計画書に対する意見聴取について」を「問題なし」で生駒市に回答することを宣言。

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼。

○補佐 〔議案読み上げ〕

本申請は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものである。特定農地貸付けは遊休農地対策の一環として、この

法律に基づき生駒市が「遊休農地になる恐れのある農地」を無償で借り受け、200㎡～300㎡の面積を一つの単位として非農家の方に無償で貸し出す事業である。この法律に基づく手続きを行う場合、農地法第3条の許可は不要であるが、農業委員会の承認は必要であることから、本申請が出された。

No.1の申請地について

第2阪奈有料道路の阪奈トンネルや青山台住宅地の西約700mのところの位置する生駒市大門町地内の農地。

申請理由について

当該農地は使用貸人の身内が畑として耕作していたが、その方も高齢により営農を継続することが事実上難しくなり、利用状況調査の際に地元委員より本事業の説明を受けたことにより今回、特定農地として貸し出すこととなった次第。

現地調査について

今月8日には、会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、問題点はなかった。審議をお願いしたい。

○議長 No1について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 8月の利用状況調査の際に草刈をしていた耕作者から相談を受け、この特定農地貸付けの案内をした。その後申請が出され、8日の現地調査で話が進んだ。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～16については、相続によ

り所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定・移転が伴わない農地転用。

No.1の申請地について

阪奈道路辻インターの北西約400mのところに位置する小明町地内の農地。

報告事項

青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたもの。なお、転用は一部の農地だが、これは残地が農業用施設を目的として既に転用されているためである。

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき、特定農地貸付けを行っていた農地について、特定農地貸付けの廃止届の提出があったことを報告しているもの。

なお、本届出地は、議案第2号で審議した利用権集積計画で営農している法人に貸し出すことになった農地である。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1については、40年ぐらい前から資材置場として利用されていた土地。

No.2については、農地転用の許可を得たが、地目変更を行っていなかった土地。

今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性がないとの確認をした上で、その旨を法務局に回答したことの報告。

報告第5号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹〔議案読み上げ〕

本報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可があったことの報告である。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他の「農業委員会委員視察研修」、「第38回生駒市農業祭」の説明を事務局に依頼。

○局長 「農業委員会委員視察研修」を説明。  
研修日 : 令和元年10月29日(火)  
研修場所 : (株)タキイ種苗研究農場、JA花野果市  
研修目的 : 農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号と農業委員会憲章に基づき、  
生駒市の農業生産力の増進及び農業経営の安定化(合理化)を推進するた  
めの視察研修。

○主幹 「第38回生駒市農業祭」について説明。  
11月9日~10日に開催予定の農業祭のタイムスケジュールを説明。今年も葉ボ  
タン、千両の無料配布、サツマイモ掘り等のイベントや農業新聞、農業者年金、農業相  
談を行う予定である。

○議長 その他の説明を事務局に依頼。

○主幹 今後の集落座談会の予定について

・11/4(月・休)	PM1:00~	山崎・谷田・菜畑の農家区合同
・11/5(火)	PM1:30~	久保・宮方の農家区合同
・11/17(日)	PM7:00~	庄田農家区
・11/23(土・祝)	PM7:00~	小明・俵口・辻の農家区合同
・11/30(土)	PM2:00~	傍示農家区
・	PM7:00~	北小平尾農家区
・12/7(土)	PM7:00~	大門農家区
・12/13(金)	PM7:00~	南小平尾農家区

これまでに開催された座談会では、農地法・農業委員会制度・特定生産緑地等につい  
て説明した。また利用状況調査が終了したので、その結果を反映した地図を用いて各  
農家区の農地の状況を説明した。その後の質疑応答では獣害や里道・水路の修繕等の問  
題があがった。全てではないが座談会の模様を今回の農業通信に載せている。

○補佐 10月5日、大北農家区にて「人・農地プラン」の役員を対象とした説明会を開催し  
た。内容としては平成29年度に個人農家宛に行ったアンケート調査の結果報告、農水  
省の「人・農地プランの実質化」について説明をし、今後大北地区でのプラン実質化の  
進め方やスケジュール等を説明した。プラン実質化の流れとして、まず後継者の状況や  
耕作している農地をどのように考えているか等を把握するためのアンケートを行い、そ  
の結果を地図に反映させる。その地図を参考にしながら地域の将来について話し合いを  
持ち、対策を検討、プランを決定していく。他の農家区も同様の手順で行っていく予定  
であるが、まず大北地区は3月中にはプランを策定したいと考えている。

○主幹 「農のマッチングフェア」、「新農業人フェア」、「いこいこまつり」、「遊休農地解消に  
向けての意向調査」について説明。

●「農のマッチングフェア」、「新農業人フェア」

11月2日(土)大阪グランフロントにて開催。農業法人に就職したい、あるいは



新規就農を始めたいと考える人とのマッチングが行われる。農業委員会もブースを出展する予定である。また、同じ内容で11月16日(土)に大阪ハービスホールで「新農業人フェア」も開催されるのでそちらにも出展予定である。

また、それをふまえ生駒市で就農を考えている人を対象に、これまでに生駒市で新規就農を開始された方の農園見学会を11月23日(土・祝)に行う予定である。その際に農園と共に貸出可能な農地も一緒に見学してもらう予定である。どなたか1名、見学会のサポートをお願いしたい。

●「いこいこまつり」

11月2日(土)、10:00~15:00に壱分町で行われる。農福連携ということで農業委員会も後援で入っている。お時間があれば見ていただくとありがたい。

●「遊休農地解消に向けての意向調査」

山林化して、農地として復元が難しい農地が生駒市にもたくさんあり、そのような農地を非農地判断し地目変更していきたいと考えている。手始めに藤尾町の農地について所有者の意向調査を行っている。

○議長 「農業通信」の説明を委員に依頼。

○委員 10月15日付で農業通信 Vol 22を発行した。内容としては、農業祭の案内、これまでに開催された集落座談会のもよう、農地の利用状況調査についてなどである。次回は3月発行の予定である。記事の題材等について要望があれば女性委員まで連絡をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○主幹 次回の日程について

定例会 11月12日(火) 午後2時 401、402会議室

現地調査 11月 7日(木)

前日11月6日(水)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時30分閉会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、令和元年生駒市農業委員会第10回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号                    1番 辻野 俊平

---

議席番号                    2番 西口 まゆり

---

議席番号                    3番 田中 勇治

---